○生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置の平成二十八年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における発動基準数量並びに輸入数量に基づく特別緊急関税の平成二十八年度における輸入基準数量を定める件（同一一〇）　五七九

○関税法施行規則第一条の三、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第三条第五項第六号ニの規定に基づき、同号ニに規定する財務大臣が定めるところを定める件の一部を改正する件（同一一一）

○関税法施行規則第一条の三、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第三条第六項の規定に基づき、同項に規定する財務大臣が定める書類を定める件の一部を改正する件（同一一二）　五八〇

○国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額を定める件（厚生労働一七一）

○国民年金の後納保険料を納付する場合に納付すべき額を定める件（同一七二）

○国民年金の特定保険料を納付する場合に納付すべき額を定める件（同一七三）　五八一

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額の一部を改正する件（同一七四）

○平成二十八年度における前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める率（同一七五）　五八二

○生活保護法による保護の基準の一部を改正する件（同一七六）

○職業能力開発促進法第十五条の八第一項及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第三条第一項の規定に基づく計画を定める件（同一七七）

○租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等（同一七八）　五八四

○厚生労働科学研究費補助金取扱規程の一部を改正する件（同一七九）　五八五

○施設等機関に委任した補助金の交付に関する事務（同一八〇）　五八六

○租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組を定める件（同一八一）　五八七

○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を定める件（同一八二）

○独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条の規定に基づき、農林水産大臣が定める平成二十八事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件（農林水産八九五）

○加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第十四条の四第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（同八九六）　五八八

○租税特別措置法施行令第四十条の六第六項第四号の効率的かつ安定的な農業経営の基準として農林水産大臣が定めるものを定める件（同八九七）

○租税特別措置法施行令第四十二条の四第一項の農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（同八九八）

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成二十二年度予算に係る補助金等の交付に関するもののから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件（同八九九）

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十七年度の予算に係る補助金等の交付に関するもののから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件（同九〇〇）　五八九

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成二十二年度予算に係る補助金等の交付に関するもののから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件（同九〇一）

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件の一部を改正する件（同九〇二）

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（同九〇三）　五九〇

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十七年度の予算に係る補助金等の交付に関するもののから沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（同九〇四）　五九一

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十三年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件の一部を改正する件（同九〇五）

○土地改良法施行令第五十二条の二等の農林水産大臣の定める率を定める件（同九〇六）

○昭和四十七年十一月二十四日農林省告示第二千二百三十四号等の一部を改正する告示（同九〇七）　五九二

○租税特別措置法施行規則第二十一条の十五第二項から第四項まで及び第六項並びに第二十二条の五十九第二項から第四項まで及び第六項に規定する経済産業大臣の認定に関する手続（経済産業一一三）

○租税特別措置法第四十一条の十九の三第四項第一号に掲げる工事が行われた家屋と一体となって効用を果たす太陽光の利用に資する設備として経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備に係る告示の一部を改正する件（同一一四）　五九六

○租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第十三項の規定に基づき、国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備を定める件の一部を改正する件（経済産業・国土交通二）

○平成二十一年経済産業省・国土交通省告示第四号の一部を改正する件（同三）

（以下次のページへ続く）